

定年以外で退職する方はご注意ください

退職時は、年金記録の登録手続を！

組合員期間が1か月以上あり、退職時に老齢厚生年金の受給権が発生していないすべての方は、将来の年金受給に備えて、年金記録(これまでの公務員期間や給与・標準報酬等)を登録する手続を行わなければなりません。

手続には、下記のフローチャートで分類されるパターン別の書類が必要となりますので、所属所を通じて、必ずご提出ください。

なお、定年退職者の方は、すでに7月の説明会でご案内した手続を行ってください。

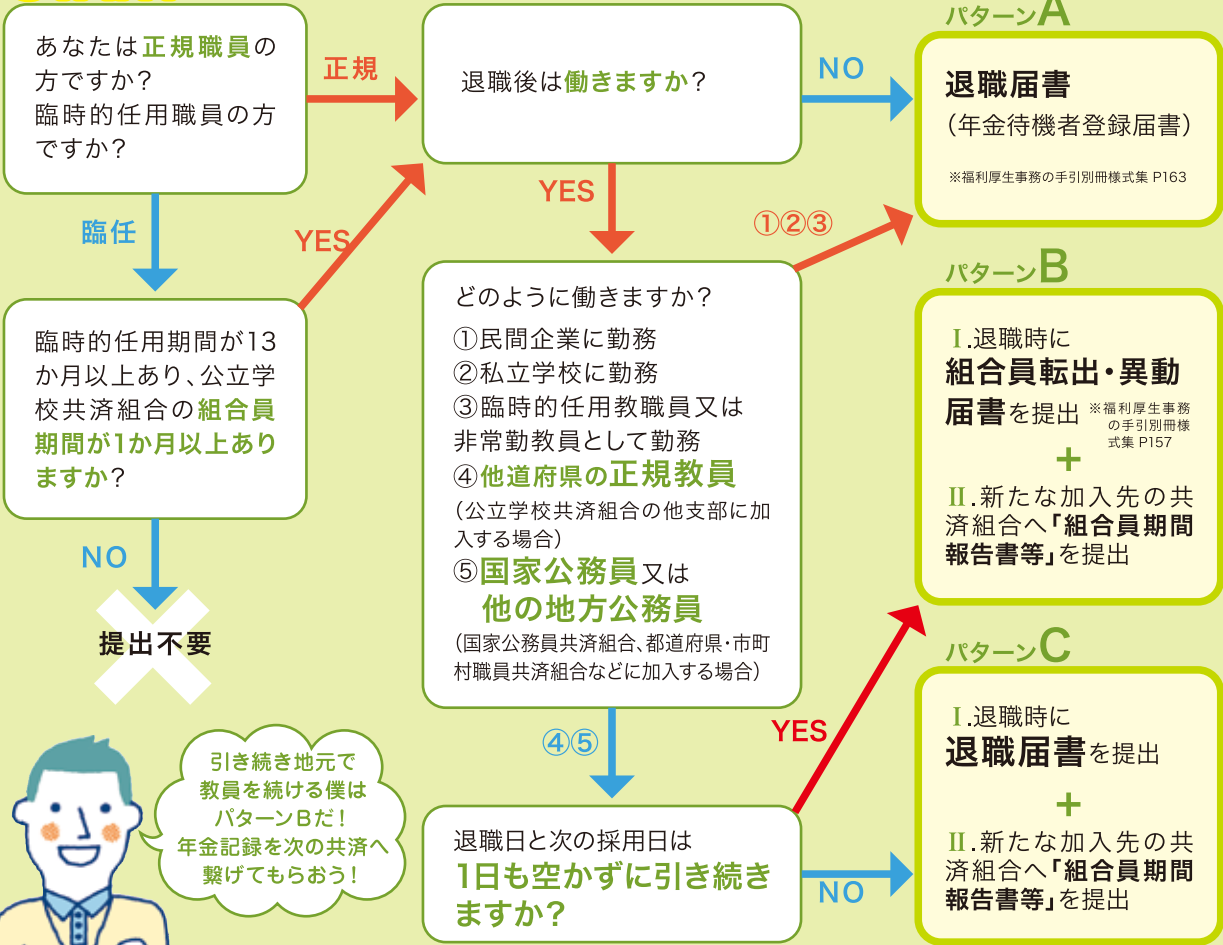


退職時手続フローチャート



必要な年金関係書類は公務員共済組合期間が引き続くかどうかで異なるぞ！
次のチャートでたどりついた書類を「組合員証(保険証)」及び「一般組合員資格喪失届書」等と合わせて、退職時に資格担当へ提出するのじゃ！

START



問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828